

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画の目的

わが国の高齢者人口は、今後、いわゆる「団塊の世代」（昭和22年～24年に生まれた方）が高齢者となる平成24年には3,000万人を超え、平成25年には、高齢化率が25%を超えると見込まれています。

三郷市においても例外ではなく、平成17年には14.0%であった高齢化率は、平成26年には約25%に達し、4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えることが予想されます。また、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していくと考えられます。

本市では、平成21年3月に「第4期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、この計画に基づき総合的な高齢者施策を推進してきました。地域ケアの推進、介護予防の推進、介護保険の充実を基本施策として推進するとともに、地域密着型サービス等の基盤整備や、地域包括支援センターを拠点とする介護予防ケアマネジメントや総合的な相談支援などに努めてきました。

「第5期三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成24～26年度）は、前々回の第3期計画（平成18～20年度）において、平成26年度の目標に至る最終段階として位置づけられている一方、戦後のベビーブーム世代が高齢期を迎える平成27年度以降を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向けた新たな視点の取組みを検討するスタート地点でもあり、第6期計画以降にスムーズにつなげるために重要な計画ともいえます。

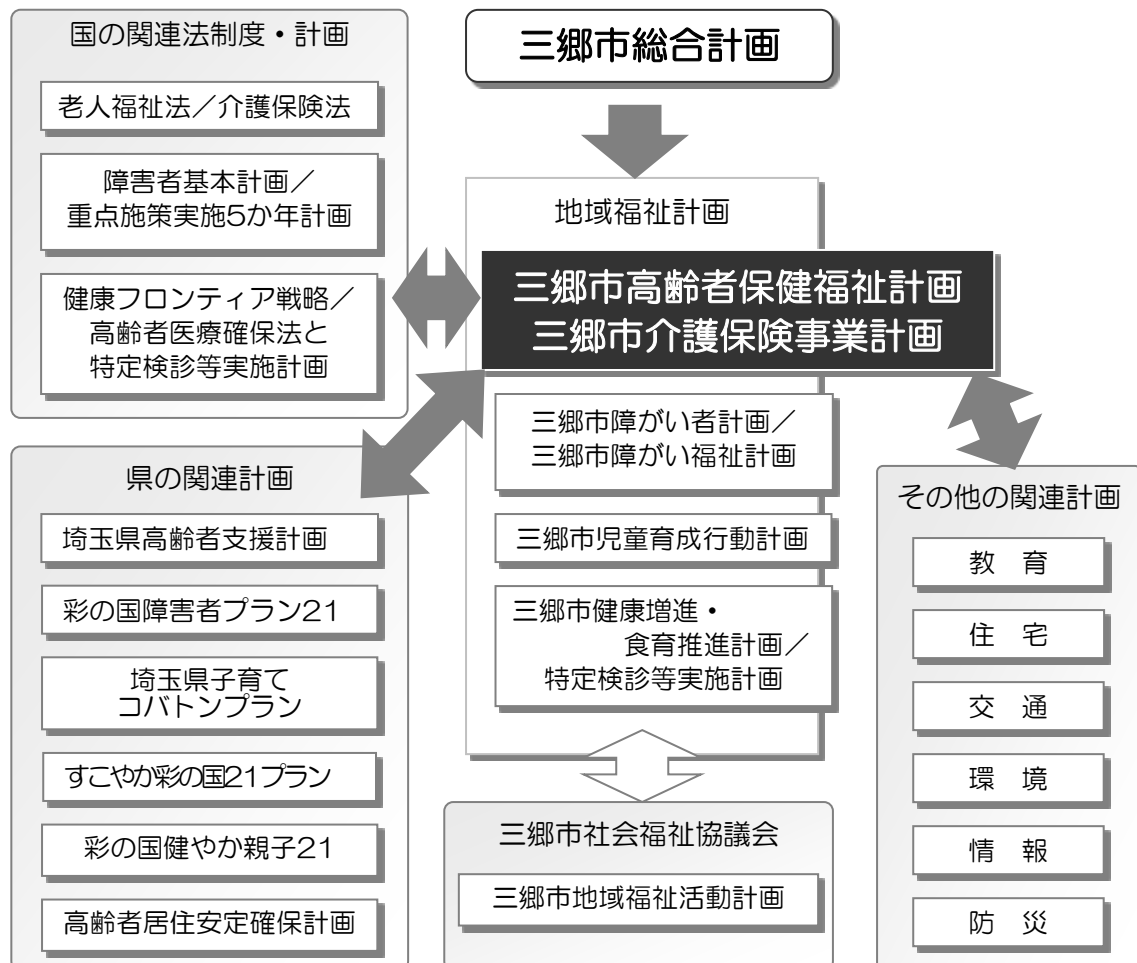
このことを踏まえ、今後、より急速に高齢化が進むことが想定されている本市において、すべての高齢者が個人の尊厳を保持しながら、住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らすことのできる地域社会とするため、介護、介護予防、生活支援などの各種施策の内容とサービスの提供量、提供体制、介護保険財政の安定化の方策を具体的に計画し、市民とともに推進していくことを目的にこの計画を策定します。



2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8^(※1)による「老人福祉計画」に基づき策定されます。その内容は、高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、地域における高齢者を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関するもので、介護保険法第117条^(※2)による「介護保険事業計画」の取組みも包含されていることから、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として、一体的に策定するものです。

また、関連する埼玉県及び三郷市の定める整備計画等と調和を図っていることから、三郷市における高齢者の保健・医療・福祉・住居に関する総合的な計画となります。



※1 老人居宅生活支援事業及び老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画(市町村老人福祉計画)を定めるものとされている

※2 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(市町村介護保険事業計画)を定めるものとされている

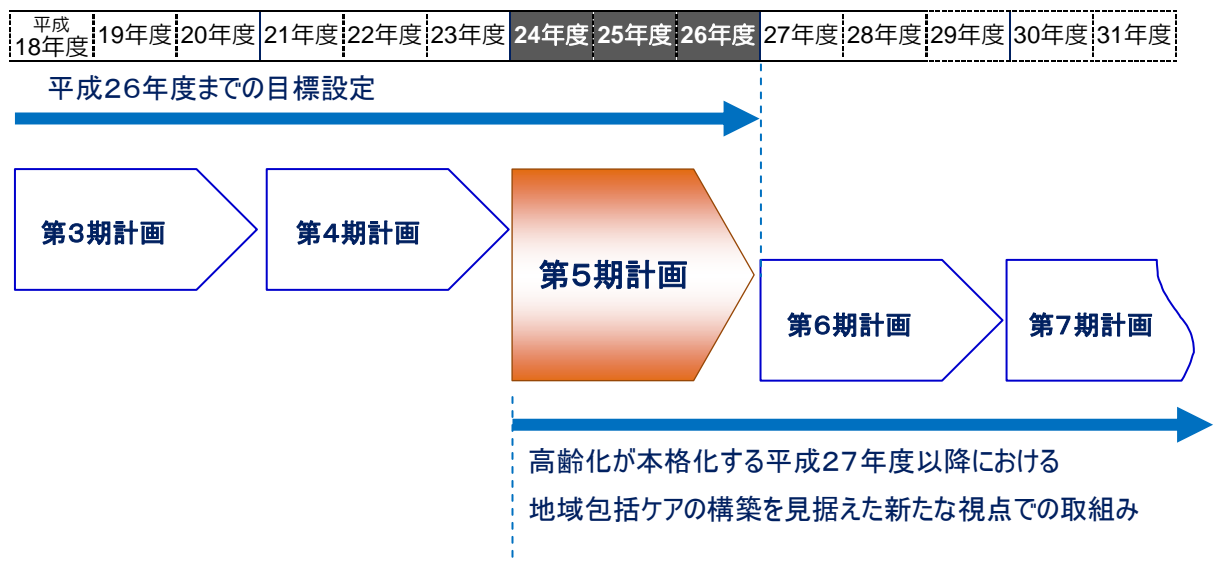
3 計画の期間

平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までの3か年計画とします。

第5期計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置付けられており、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となります。

一方で、本計画は高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向けて、段階的に充実・強化させていく取組みをスタートする時点となります。

■計画期間（三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）



4 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、関連する国・県の指針や計画を踏まえたうえで、本市の高齢者の実態及びニーズを把握し、高齢者がおかれている環境の中で、本計画の将来像に基づいて高齢者が安心して暮らせる生活を確保するための方策を追求します。

(1) 市民等への調査実施

高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護保険サービスの利用状況等を把握するため、一般高齢者や要介護高齢者等を対象にアンケートを実施し、『三郷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査報告書』を作成しました。また、高齢者の健康状態・日常生活の状況について、その傾向を把握・分析し、今後の介護予防事業や高齢者実態把握の基礎データとすることを目的として、「日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。（P.11参照）



(2) 市民参加

高齢者保健福祉計画については『三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会』、介護保険事業計画については『三郷市介護保険運営協議会』を設置し、学識経験者や保健・医療・福祉関係者・被保険者である市民の代表から意見を聴きました。

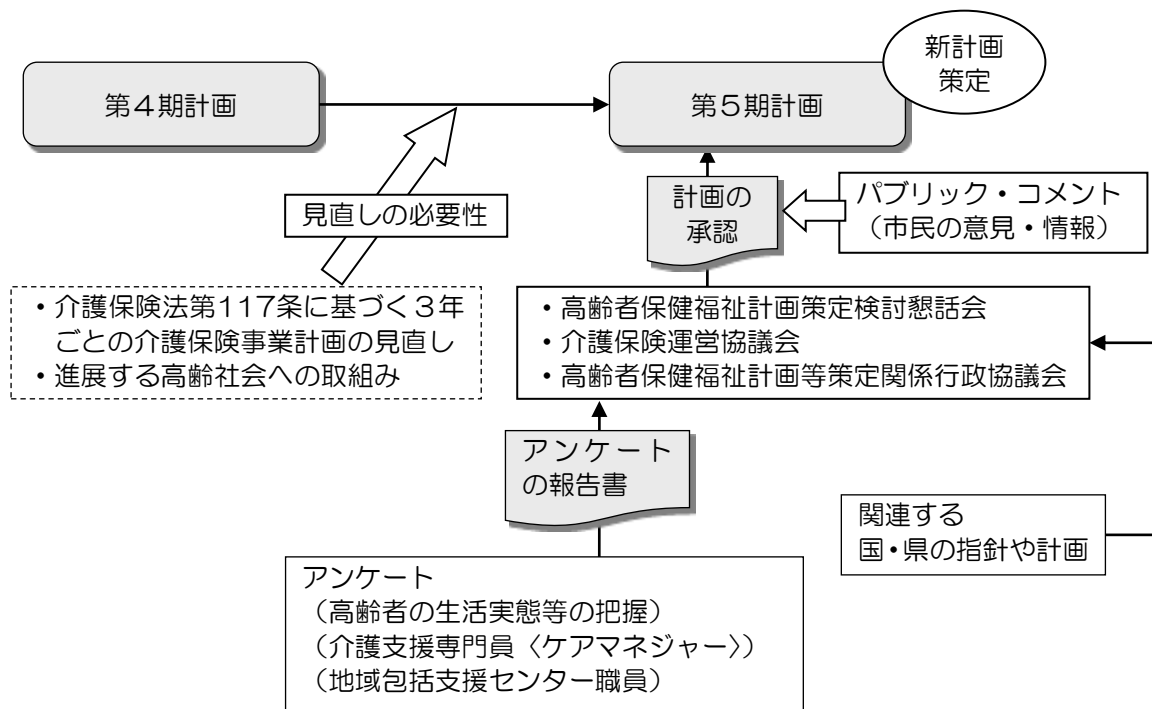
(3) 庁内検討組織

『三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会』を設置し、この計画に関連する各種事業計画との連携確認、庁内向けローリング調査に基づく各課関連事業の実施状況を踏まえ、見直しを実施しました。

(4) パブリック・コメント手続きの実施

各方面から出た意見をもとに作成した計画素案を公共施設や市ホームページで公表し、広く市民から意見を伺うため、平成23年12月1日～平成24年1月6日までの期間、パブリック・コメントを実施し、計画策定の意思決定にあたりご意見や情報をいただきました。

■ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の体制図



5 計画の推進に向けて

(1) 計画の進行管理

この計画の進行管理に関しては、その実施状況の把握や評価点検等を行い、「三郷市介護保険運営協議会」等に定期的に報告を行っていくことなどにより、計画全体の進行管理を図っていきます。

(2) 関連機関との連携

① 三郷市社会福祉協議会

社会福祉協議会では、一人で判断することに不安のある高齢者等への日常的金銭管理や書類等預かりサービスを行う福祉サービス援助事業を実施しています。また、高齢者の健康増進といきがいづくりを目的とした老人福祉センターや老人憩いの家の管理運営を行っています。今後も、高齢者等の生活全般における課題解決に向け、同協議会との連携に努めていきます。

② 民生委員・児童委員協議会

民生委員・児童委員は要援護高齢者等の生活状態やニーズの把握、相談事項の伝達、支援を必要とする高齢者の把握など、地域と市とのパイプ役として活動しています。今後とも、地域の高齢者の把握に向けて、同協議会との連携強化を図ります。

③ 介護保険サービス提供事業者、施設等との連携

高齢者の状況に応じて過不足なく適切なサービスが供給できるよう、サービス提供事業者、施設等との連携を強め、必要とされるサービスを確保し、介護保険給付サービスの適正な提供に努めます。

④ 地域との連携

高齢者が地域で安心して安全に生活を続けるため、また、高齢者虐待や孤独死などを防ぐためにも、地域住民、町会、自治会等や地域のボランティア、NPO法人などの活動による支援が不可欠です。そのためには、市民が主体となった地域福祉活動の機運を高めるとともに、連携を図れるよう努めます。

(3) 関係部署との連携

高齢者福祉、障がい福祉、健康づくり、生活安全、生涯学習など広範囲な分野において、関係部署間の連携を図り、効率的かつ効果的なサービス提供が行われる体制づくりに努めます。